

JAS 制度見直しにおける格付制度等に関する意見について

JAS 制度のあり方検討会

委員 田中 隆行

1 木材産業と JAS 格付の現状

我が国の木材産業は、製材工場では、1 千 m^3 以下の素材入荷量の工場が 70%、従業員数 4 名以下の工場が 56%、合板工場では、従業員 9 名以下の工場が 33%を占め、いわば小規模工場が木材供給（特に国産材）の相当部分を担っている。

このような状況の中、JAS 認定工場数は、製材工場の 7%、合板工場の 64%にとどまっている。これは、実需者からの多様な注文に対応できる生産体制を敷いていること、JAS 認定工場になる体制を確保することが困難な中小工場の割合が多いこと、JAS 認定工場としての経費負担が難しい状況にあることによる。

また、JAS 制度自体がそのような多様化している林産物に対応しきれておらず、JAS 認定工場となるメリットが薄れていることなどによるものと考えられる。

このため、林産物に係る JAS 格付制度等の見直しに当たっては、林産物需要と生産の実態を踏まえて、画一的なものとならないように留意しつつ検討する必要があると考える。

2 格付制度等に関する意見

以上のことを踏まえ、林産物に係る JAS 格付制度等について以下のとおり要望する。

(1) 種格付制度の存続

種格付制度は、基本的に同一製品の連続大量生産に対応した工場認定制では措置できない実需者からの多様な注文に応える多品種生産等となる林産物において、JAS 製品を供給するための重要な役割を担ってきたものである。

また、JAS 認定工場として申請中の経過的措置、及び JAS 認定工場としての必要な体制を敷けない事業者による JAS 製品製造の機会の提供や JAS 認定工場へのステップアップ的な位置付けなど中小企業対策的な側面も担ってきた制度であると考えられる。

従って、今後については、事業者認定による認証制度を基本としつつも、これまで JAS 制度の中で重要な役割を担ってきた種格付制度について、品目ごとに必要とされる品質管理実施状況についての書類等での確認や事業者責任を問える仕組みにするなどにより、現行制度上の問題点を改善し存続させる。

(2) その他

規格の制定・見直しについては、格付率ではなく利用度により検討する。また、規格の制定・見直しに当たっての市場規模については、全ての品目一律の基準を設けるのではなく、飲食品と林産物は区別する。

品目横断的な規格を導入するに当たっては、全ての品目一律に導入するのではなく、各品目の特性を十分考慮する。